

真志会視察報告書

令和8年8月10日

滋賀県東近江市（五個荘支所・五個荘小学校）

令和8年8月10日（月）

目的 学校施設（空き教室等）を有効活用した学童保育（放課後児童クラブ）の運営について、東近江市における先進的な組織体制の構築、および学校施設利用にあたっての課題解決や合意形成のプロセスを調査し、今後の施策の参考とすること。

対応いただいた方：

東近江市こども未来部こども政策課課長（猪田誠様）

議会事務局長（植田光彦様）

東近江学童保育ネットワーク事務局長（廣田真由美様）

事務局職員（市田雄三様）

東近江市議会議員（市木徹様）（大橋保治様）



概要

1. 運営主体の多様性と NPO 法人による広域運営の構築

東近江市内では、現在 24 箇所（43 支援単位）で学童保育が展開されている。従来は大部分が「保護者会」を運営主体としていたが、役員の負担軽減や様々な課題への対応、また持続可能で安定的な運営基盤を確保するため、11 の保護者会が統合。新たに「NPO 法人東近江学童保育ネットワーク」を立ち上げ、一元的な運営母体としての体制を確立している。なお、市内の運営内訳は以下の通り多様な形態が共存している。

- NPO 法人運営：11 箇所（※当該 NPO では、夏季休業期間限定の学童保育所も別途 2 箇所開設）
- 公設民営：7 箇所

- ・ 保護者会運営：4 箇所
- ・ 民設民営：2 箇所

2. 学校施設(空き教室等)の利用メリット

小学校の施設(空き教室など)を学童保育の場として活用することにより、以下の効果が得られている。

- ・ 新たな施設建設や用地確保に伴う財政コストの大幅な削減
- ・ 開設に要する準備期間の劇的な短縮
- ・ 児童が移動することなく通い慣れた校舎内で過ごせるため、安全・安心な居場所の確保が迅速に実現できる点

3. 導入における合意形成とルールの明確化

学校施設の活用を円滑に進めるため、導入段階において「市役所担当課」「教育委員会」「学校長」「運営事業者」による4者間の事前協議が何度も重ねられた。この綿密な協議プロセスを経ることで、施設内の利用範囲や管理責任に関するルールが明確化され、最終的に「確認書」を取り交わすことで、開設後のトラブルや学校現場への過度な負担を未然に防ぐ仕組みが構築されている。

4. 施設構造上の課題と留意点

学校施設を利用する上での大きな実務的課題として、「学童保育エリア」と「通常の学校エリア」の区分明確化が挙げられる。特に、トイレや手洗い場の位置がどこにあるかが、動線分離や児童の安全管理、衛生管理に大きく影響するため、事前の施設調査と区分設定が極めて重要であるとの知見を得た。



所感・今後の課題

東近江市の事例は、保護者負担の軽減と安定経営を両立させた「NPO 法人への統合」という組織改革と、行政・教育現場・事業者が一体となった「学校施設活用」の先



進事例である。特に、ハード面(トイレ等の動線確保)の課題を事前にクリアし、書面(確認書)によるルール化を徹底している点は、今後の自治体運営において非常に再現性が高く、大いに参考とすべき取り組みであると感じた。

加えて、同席頂いた市議のお二人のお話では、まだまだ課題が山積していて、改善すべき点がいくつもあるとのことであった。今後も、市議会議員同士、連携して子どもたちにとってよりよい環境での保育が進められるよう、取り組んでいきたいと考えている。